

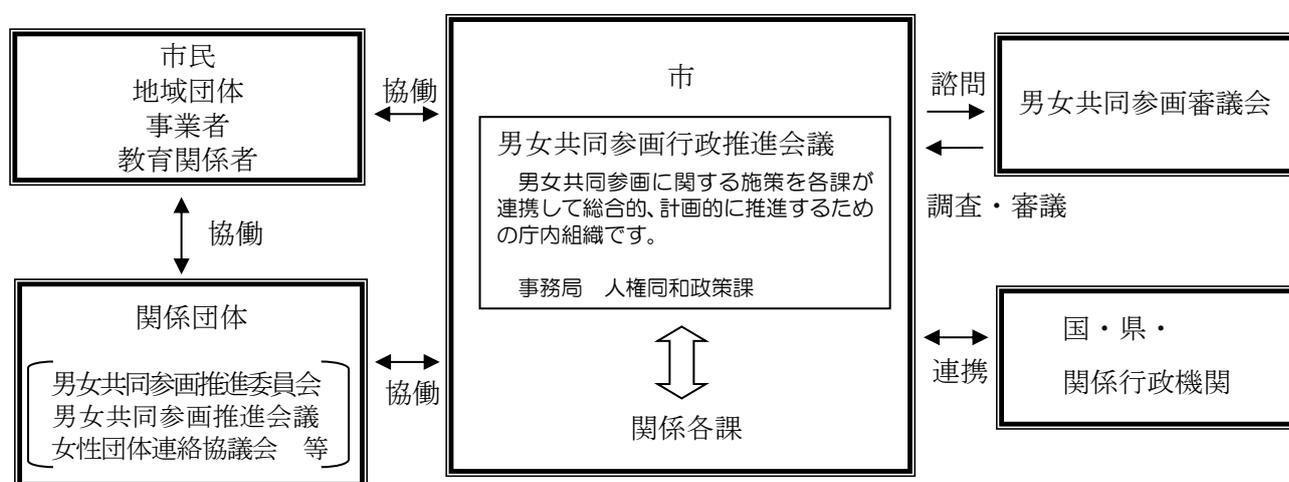
第 4 章

基本計画の推進

第4章 基本計画の推進

この基本計画を着実に推進するためには、市の関係部局が互いに連携し、総合的に取り組む必要があります。また、男女共同参画社会の実現には、市民の理解と協力が欠かせません。そこで、市と市民が連携・協力して取り組むように推進体制を整備します。

1 推進体制



(1) 行政における推進体制の整備

男女共同参画に関する庁内推進体制として、各課からの委員で構成する「東御市男女共同参画行政推進会議」を充実させます。行政推進会議では毎年度、各課で取り組むべき施策を確認し、施策の実施状況、成果と課題を検証します。行政推進会議を核とし関係各課が連携し総合的、効果的な計画の推進を図ります。

市の男女共同参画施策に関し、市民からの意見・苦情に対して、適切な対応を図り必要な措置を講じます。

(2) 東御市男女共同参画審議会

東御市男女共同参画推進条例に基づき設置する「東御市男女共同参画審議会」において、基本計画の策定や変更・進捗状況の評価など男女共同参画の推進に関する重要事項について市長の諮問に応じて調査審議するとともに、必要に応じ、施策・事業などについて市長に提言を行います。

(3) 市民等との連携による推進体制の充実

市民公募により設置された「男女共同参画推進委員会」とともに、男女共同参画社会の実現のため主体的活動を行っている「東御市男女共同参画推進会議」、「東御市女性団体連絡協議会」など市民団体を支援し、連携しながら推進を図ります。

また、市民、地域団体、事業者、教育関係者と市が連携し男女共同参画を推進します。

(4) 国、県、関係機関との連携

国、県、関係機関と情報交換し連携を図りながら推進します。

2 基本計画の進行管理

(1) この基本計画を実効性のあるものとするため、東御市男女共同参画行政推進会議では毎年度、基本計画の実施状況を把握し、成果と課題を明らかにし、次年度の計画推進に活用します。また、これを東御市男女共同参画審議会に報告するとともに、公表します。

(2) 男女共同参画に関する実態調査を実施し、結果を基本計画推進に反映します。

3 基本計画の評価指標

以下の評価指標により計画の推進状況を把握し、施策に反映します。

基本目標	評価指標	内容	策定時	現状 (H28)	目標値 (H33)
1	性差別の根絶	女性に対する差別・偏見があると思う人の割合	49.0% (H21 人権と暮らしについての意識調査)	60.7% (H26 人権と暮らしについての意識調査)	25%
	暴力の根絶	DV被害を受けた人の割合	15.2% (H21 市民意識調査)	12.3% (H28 市民意識調査)	0%
2	社会制度や慣習の見直しの推進	生活を営む上で男女の社会的立場は平等だと感じる人の割合	12.5% (H21 市民意識調査)	13.1% (H28 市民意識調査)	25%

基本 目標	評価指標	内容	策定時	現状 (H28)	目標値 (H33)
3	男女共同参画意識の啓発	東御市男女共同参画推進条例があることを知っている人の割合		30.3% (H28 市民意識調査)	80%
	男女共同参画意識の啓発	男女共同参画の学習会等へ参加したことのある人の割合		14.6% (H28 市民意識調査)	25%
4	性別による固定的な役割分担の意識度	「男は仕事、女は家庭」という意識を持つ人の割合	38.7% (H21 市民意識調査)	29.2% (H28 市民意識調査)	25%
	家庭生活における理解と協力の促進	家庭内の大事なことはよく話し合って決めている人の割合	52.8% (H21 市民意識調査)	48.2% (H28 市民意識調査)	75%
	ワーク・ライフ・バランスの認知度	ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合		29.1% (H28 市民意識調査)	60%
5	審議会等への女性の参画の促進	市の審議会等の委員に占める女性委員の割合	27.8% (H23)	29.5% (H28)	40%
	地域役員への女性の参画促進	区三役、協議委員、公民館長の女性の割合	11.3% (H23)	13.2% (H28)	20%
6	家庭生活と社会活動等の両立支援	子育て支援、介護サービス施策の認知度		63.1% (H28 市民意識調査)	80%
7	健康づくり支援の推進	特定健診受診率	36.7% (H21)	44.0% (H26)	50%以上 (H31)
8	国際社会の動向の理解の促進	男女共同参画に関する諸外国の動向や国際比較に関心のある人の割合		29.8% (H28 市民意識調査)	30%